

監查指導課

X 監査指導課の業務概要

平成16年4月組織改正により、県内5か所（習志野、松戸、印旛、山武及び君津）の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下「社会福祉法人等」という。）の指導監査業務を実施している。

1 指導監査業務の概要

- (1) 社会福祉事業を営む社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査
- (2) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設、幼保連携型認定こども園及び障害者支援施設）の運営管理、入居者処遇及び会計管理についての指導監査
- (3) 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の立入検査
- (4) 介護保険指定事業所、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所等の実地指導

2 習志野健康福祉センター監査指導課の所管区域

- (1) 習志野健康福祉センター管内
習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
- (2) 市川健康福祉センター管内
市川市、浦安市
- (3) 政令市（千葉市）保健所管内（下記法人及び施設のみ所管）
 - ・事業の実施地域が県外（ただし、関東信越厚生局管内）にわたる社会福祉法人
 - ・県が設置する社会福祉施設
- (4) 中核市（船橋市）保健所管内（下記法人及び施設のみ所管）
 - ・事業の実施地域が市の区域外にわたる社会福祉法人
 - ・県及び船橋市が設置する第1種社会福祉施設（ただし、母子生活支援施設を除く）
 - ・児童発達支援センター及び障害児通所支援事業所

3 監査等の実施状況等

(1) 監査等の実施状況

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査は、社会福祉法等の関係法令及び県の「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」等に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

平成28年度の監査等の実施数は1,030、前年度比約10%増である。

(2) 主な指摘事項

平成28年度の主な指摘事項は以下のとおりである。

・社会福祉法人等の指導監査における主な指摘事項は、定款変更の申請又は届出の遅延、役員を選任及び手続が不適切、理事会の要議決事項にかかる審議が未実施等である。会計管理としては、経理事務処理が不十分、決算関係書類が不適切等であ

る。

・社会福祉施設等の指導監査での主な指摘事項は、事故防止・虐待防止・身体拘束等の取組が不十分又は不適切、災害防止対策が不十分、感染症予防対策が不十分等である。

表1 社会福祉法人等の指導監査実施状況

種別		区分	平成28年度					
			法人・施設数 A	計画数 B	計画率 (%) B/A	実施数 D	うち、実地 監査・指導	実施率 (%) D/B
社会福祉法人等	社会福祉法人		25	25	100.0	25	25	100.0
	1 社会福祉協議会		0	—	—	—	—	—
	2 施設を営営するもの		25	25	100.0	25	25	100.0
	第一種経営		(16)	(16)	(100)	(16)	(16)	(100)
	第二種経営		(9)	(9)	(100)	(9)	(9)	(100)
	3 施設を営営しないもの		0	—	—	—	—	—
	児童福祉行政(市町村)		5	5	100.0	5	5	100.0
	計		30	30	100.0	30	30	100.0
社会福祉施設等	社会福祉施設(第一種)		74	74	100.0	74	74	100.0
	1 保護施設		0	—	—	—	—	—
	2 老人福祉施設		64	64	100.0	64	64	100.0
	3 児童福祉施設		6	6	100.0	6	6	100.0
	障害児入所施設		(1)	(1)	(100)	(1)	(1)	(100)
	児童自立支援施設		(1)	(1)	(100)	(1)	(1)	(100)
	乳児院		(2)	(2)	(100)	(2)	(2)	(100)
	児童養護施設		(1)	(1)	(100)	(1)	(1)	(100)
	情緒障害児短期治療施設(児童心理治療施設)		(0)	—	—	—	—	—
	母子生活支援施設		(1)	(1)	(100)	(1)	(1)	(100)
	4 婦人保護施設		0	—	—	—	—	—
	5 障害者支援施設		4	4	100.0	4	4	100.0
	保育所		158	158	100.0	157	133	99.4
	幼保連携型認定こども園		3	0	0.0	—	—	—
	認可外保育施設		59	59	100.0	55	55	93.2
	有料老人ホーム		77	44	57.1	44	44	100.0
	介護保険指定事業所		1,259	412	32.7	412	412	100.0
	指定障害福祉サービス事業所		494	164	33.2	164	164	100.0
	指定障害児通所支援事業所		189	79	41.8	78	78	98.7
	指定児童発達支援センター		12	12	100.0	12	12	100.0
指定一般相談支援事業所		26	4	15.4	4	4	100.0	
計		2,351	1,006	42.8	1,000	976	99.4	
合計		2,381	1,036	43.5	1,030	1,006	99.4	

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を営営するもの。

※第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を営営するもの。

※実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査」である。